

看護学部の新型コロナウイルス感染対策（11月）

看護学学生生活支援センター

1. 健康観察票・行動記録票

配信済の健康観察票、行動記録票は毎日記録してください。

2. 個人レベルでの感染予防行動

- ・正しい方法で手洗い、マスク着用をしてください。
- ・3つの密（密閉・密接・密集）を避けてください。アルバイトも含みます。
- ・実習開始前2週間は、特に十分な感染予防行動をとってください。

<実習中の学生（2週間後に実習を控えている学生を含む）>

① 会食等について

感染リスクのある下記施設への出入りを禁止します。同居家族以外との会食を控えてください。

- ・居酒屋、バー、ライブハウス等の飲食店

② クラブ活動について

禁止します。

<実習中ではない学生>

① 会食等について

以下の『大阪府からの府民等への要請』の内容に従ってください。

- ・感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- ・会食を行う際は、以下のルールに留意すること
 - ☆ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ☆マスク会食の徹底

クラブ活動について

- ・三密回避・感染防止対策に関する計画書の遵守を条件に活動を認めます。
- ・当面は、21時までの活動時間とします。
- ・計画書から逸脱する行為が見られた場合は、当該クラブは活動休止となります。
- ・検温、体調チェック、適切な休息、活動の中止など、医療職を目指す学生らしい、十分な自己管理を行うことを要請します。
- ・クラブ活動は自由参加とし、参加を強制することがないようにしてください。

3. 登校時における取り組み

(1) 対面時（ゼミや実習関連など）

- ・看護学部棟入り口で検温（機械式）、アルコール消毒してください。
- ・マスクを正しく着用してください（マスクなしで学内には入れません）。
- ・講義室等入室前の手洗い・アルコール消毒を徹底してください。
- ・指定席を守ってください。
- ・講義室等のドアと窓を開け、換気をしてください。
- ・講義室等の換気扇は常にONにしておいてください。

- ・講義室等の中では、人と人との距離（互いに手を伸ばし触れない程度）を保ってください。
- ・物（筆記用具、情報機器等）を共有しないようにしてください。
- ・講義・実習終了後は、学内に留まらず、すみやかに帰宅してください。
- ・演習室の使用について、担当科目教員の指示であれば（予約は担当教員が行う）、8名以内、18時まで使用可とします。
- ・実習室の自己演習等による使用の場合（教員指示の場合予約は担当教員が行う）、看護学事務課に、使用願を提出ください。

(2) トイレ

- ・ラインに沿って順番に並んでください。
- ・トイレのジェットタオルは使用禁止となっているため、各自清潔なハンカチを持参ください。

(3) 昼食時

- ・昼食前後の手洗いを徹底してください。
- ・昼食時も指定席となります。食事中はマスクを外すこととなりますので会話はせずに前を向き、速やかにすませてください。
- ・昼食時に外したマスクは、そのまま机の上などに置かずビニール袋に一時保管ください（そのためのビニール袋を持参しておくこと）。
- ・机が汚れないよう、ビニールのしきもの（家庭用ゴミ袋など）を持参ください。特に、講義室3と講堂使用の場合は、汁物（カップ麺など）・キャップのない飲み物は禁止します。
- ・中庭での食事は禁止します（食事時は指定席の為）。

(4) 廊下や階段

- ・人と人との距離を保ち移動してください。

(5) 更衣室

- ・マスクを必ず正しく着用してください。
- ・速やかに更衣をすませてください。

(6) マスク、アルコールについて

- ・マスクは各自持参、石鹸での手洗いを徹底してください。

※大学以外の医療機関等で陽性と判定された場合や、濃厚接触者となった時は必ず保健管理室に届け出てください。新型コロナに関連する欠席の場合は補習実習、追実習があります。